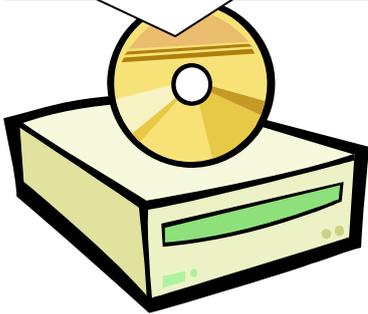


このようなことは法律で禁止されています！

音楽CDやパソコンのソフトをコピーして友だちにあげたり売ったりすること！

「著作権法違反」(5年以下の懲役 または500万円以下の罰金)



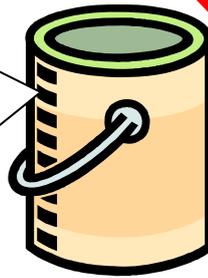
使用する目的で貨幣や紙幣を偽造すること！

「通貨偽造の罪」(無期又は3年以上の懲役)



シンナーなどを売ること！

「毒物及び劇物取締法違反」
1年以下の懲役 または3万円以下の罰金

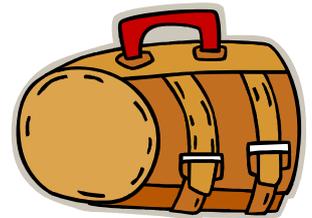


ブランド品やソフトなどのコピーを海外から持ち込むこと！「関税法違反」
5年以下の懲役 または500万円以下の罰金

盗んだ品をもらったり、買ったり、運んだりすること！

「盗品譲受けなどの罪(刑法256条)」

- ・無償で譲り受けた場合は懲役3年
- ・有償で譲り受けた場合は10年以下の懲役 または50万円以下の罰金



ポイント

インターネット上では、だれもが簡単に品物を売ったり買ったりすることができます。しかし、コンピュータソフトをコピーして販売することなどは、法律で禁止されています。また、違法な品物とは知らずに購入して、犯罪に巻き込まれてしまう危険性もあるので、ネット取引をする際は十分に気を付けましょう。

< 背景 >

インターネット上では、オークションなどの個人売買が手軽に行われるようになりました。中には違法な品物が売買されていたり、日本では売買が禁止されているものを販売していたりするサイトも存在しており、事件事故やトラブルが後を絶ちません。

< 事件事故の例 >

例 著作権法違反

男子高校生が、無断でコピーしたパソコン用ゲームソフトをインターネットのオークションで販売したとして、著作権法違反の疑いで書類送検された。調べでは、高校生はこれまでに約 300 回販売し、計約 130 万円の利益を得ていたという。

< 指導上の留意点 >

禁制品や著作権の侵害にあたるものなど、個人売買ができない品物について理解させるとともに、インターネット上の取引の危険性についても指導しておくことが大切です。

1. 違法な品物や違法性が疑われる品物に手を出すと、自分も犯罪者になる。
2. 誘惑に耐える自制心を養う。

情報機器が発達し、だれでも簡単に複製することができます。授業で著作物を扱うときには、著作権法 30 条の個人使用や第 35 条の教育活動の使用についてだけではなく、それ以外の不正な使用は法で罰せられることについても指導しておくことが大切です。

また、実際に起きた事件や事故を題材に、朝の会・帰りの会などで新聞記事のコピーを配付し、法律や罰則について話すことも効果があります。(教育活動における新聞記事のコピーは、著作権第 35 条により許諾をとらなくても可能です。)

< 解説例 >

コピーが認められる場合はどのような場合だったか覚えていますか？

そうですね、個人使用のためのコピーと、教育目的のためのコピーは、著作権法で認められているのでしたね。

でも、コピーした物を友だちにあげたり売ったりしたら、個人使用とはいえなくなり、法律で罰せられるのです。特に、インターネットの取引にはいろいろな人がかかわっており、事件や事故に巻き込まれる危険性が高いので注意が必要です。

どのようなものが法律で禁止されているのか、今から配る資料を見てきちんと理解しましょう。

